

## (FC14) 海洋開発委員会規則

昭和54年8月19日	制 定
平成7年10月20日	委員会にて改訂案審査
平成12年4月19日	委員会にて改訂案審査
平成16年2月13日	委員会にて改訂案審査
平成18年1月25日	委員会にて改訂案審査
平成18年5月9日	改 正
平成21年11月20日	一部改正
平成23年11月18日	〃

### (名称)

**第1条** 本委員会は、海洋開発委員会（以下「委員会」という。）と称する。英文名は“Ocean Engineering Committee”とする。

### (目的)

**第2条** 本委員会は、土木工学の進展と社会の発展に寄与することを目的として、海洋の開発保全についての調査・研究を実施し、その成果を社会に普及させることに努める。

### (活動)

**第3条** 本委員会は、前項の目的を達成するため、以下の事業を行う。

- (1) 情報の収集並びにその解析、整理
- (2) 海洋の開発保全の基礎的諸条件の抽出
- (3) 前項に対する今後の問題点について調査・研究
- (4) 講演会、講習会、研修会、見学会等の開催
- (5) 国内および国外の学協会関係機関との研究連絡
- (6) 刊行物の発刊の企画編集等
- (7) 海洋の開発保全についての事業成果の公表、啓蒙、提言、建議等

### (構成)

**第4条** 本委員会には以下の組織をおく。

- (1) 委員長を補佐し、委員会の事務を処理するため幹事会を設ける。
- (2) 特定の事業を遂行するために必要あるときは、小委員会を設けることができる。
- (3) 委員会は40名内外をもって構成する。
- (4) 委員会には委員長1名および幹事長1名をおく。必要あるときは、副委員長あるいは委員会顧問をおく。
- (5) 委員長は委員会を統括し、副委員長は委員長を補佐し、幹事長は幹事会を統括し、委員会顧問は委員会活動に対する助言を行う。
- (6) 幹事会は委員長、幹事長、および幹事により構成する。
- (7) 小委員会は小委員長および小委員会委員により構成する。なお、必要あるときは小委員会に副小委員長、幹事長、幹事、特別委員をおくことができる。

### (委員長・委員等の選出方法と任期)

**第5条** 選出方法は以下による。

- (1) 委員の選出は細則による。
- (2) 委員長および副委員長の選出は委員の互選により、幹事長の選出は委員長の指名による。
- (3) 委員会顧問の選出は細則による。
- (4) 幹事は幹事長の推薦により委員長が指名する。ただし、本委員会の委員に限定されない。

(5) 小委員長の選出は委員長の指名による。

(6) 小委員会の委員、副小委員長、幹事長、幹事および特別委員は小委員長の推薦により委員長が指名する。ただし、本委員会の委員に限定されない。

2 構成員の任期は以下による。

(1) 委員会、幹事会および小委員会の構成員の任期は原則として2年とし再選を防げない。ただし、特別委員の任期は1年とする。

(2) 任期半ばで上記各職位が交代するときは、後任者は前任者の任期を引き継ぐことができる。

(運営)

第6条 本委員会の運営は以下による。

(1) 本委員会は、委員長が招集し、原則として年2回開催する。

(2) 緊急を要する事項については、メール・手紙等による報告・決議により委員会の開催に替えることができる。

(3) 本委員会は、土木学会委員会規程第9条（事業計画および予算）の規定および理事会の決定に従い「事業計画および予算」を作成し、調査研究部門担当理事を経て提出する。

(4) 本委員会は、土木学会委員会規程第10条（事業報告）の規定および理事会の決定に従い「事業報告」を作成し、調査研究部門担当理事を経て提出する。

(5) 本委員会は、土木学会委員会規程第8条（成果の報告）の規定に従って、毎年度、事業成果を理事会に報告するとともに、土木学会誌・土木学会ホームページ等を通じて会員等に公表する。

(事務局)

第7条 委員会の担当事務局は、研究事業課とする。

(規則の変更)

第8条 この規則の変更は、理事会において行う。

附則 この内規は、昭和54年8月19日から施行する。

附則（平成18年5月9日 理事会議決） この変更内規は、平成18年5月9日から施行する。

附則（平成21年11月20日 理事会議決） この変更内規は、平成21年11月20日から施行する。

附則（平成23年11月18日 理事会議決） 内規から規則に変更し、平成23年11月18日から施行する。